

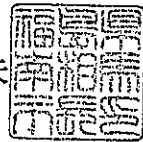
南相馬市告示第158号

本市の区域内の字の区域を別紙のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずる。

令和7年9月30日

南相馬市長 門馬 和夫



変 更 調 書

番号	編入する字名	同左に編入される区域	
①	小高区岡田 字西仲田	小高区南小高 字手網落	1の1、2から8まで、9の1、9の2、10の1、10の2、11の1、11 の2、12の1、12の2、13の1、13の2、14の1、14の2、15の1、 15の2、16の1、16の2、112の1、112の2、113、114、124及び これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地 の全部
②	小高区岡田 字反町	小高区岡田 字西仲田	1の1、2から16までの地先の道路、水路である公有地 の全部
③	小高区岡田 字反町	小高区岡田 字塩行	145、147から152までの各一部、157から164まで及びこ れらの区域に介在する水路である公有地の全部